

「（仮称）市川市自治会等を応援する条例」の骨子（案）

1 制定の理由

2（1）前文を参照してください。

2 条例の内容（概要）

条例の内容は、前文、目的、用語の定義、基本理念、市民の役割、事業者の役割、住宅関連事業者の役割、その他関連団体の役割、市職員の役割、自治会等の役割、市の役割となっています。

（1）前文

私たちのまち市川は、首都近郊の住宅都市、学校や文化施設が充実する文教都市として、発展してきました。

また、地域社会においては、自治会等がその中心的な担い手となり、公共的な役割を果たすとともに、行政の大切なパートナーとして、地域の課題等に市と協働して取り組み、市川の発展に大きく寄与してきました。

しかし、近年の急速な人々の価値観及び生活形態の多様化の影響や昭和 40 年代以降の急速な都市化による人口流入により、自治会に加入する市民の割合は減少傾向であり、このままでは今後、自治会が主体的に実施しているお祭りや視察研修などの地域コミュニティ活動、日頃の防犯パトロールや特殊詐欺の周知などの防犯活動、避難の呼び掛けや、防災拠点の運営などの防災活動など、地域にとって欠かせない様々な分野の活動を行えなくなることが懸念されます。

また、東日本大震災以降、地震、豪雨、台風などが引き起こした大きな災害に見舞われた被災地では、人と人とのつながりや、共助の重要性が再認識されています。

本市においても、今後、大災害発生の可能性が報道される中、自治会を中心とした、お互いが顔の見える関係づくりが重要となってきています。

そこで、本市では、安全で安心な住みよい地域社会の実現を決意し、市民の自治会への加入と自治会等の活動への参加を促進することで、自治会等を応援するこの条例を制定します。

（2）目的

住民の生活向上と地域の発展に寄与する自治会等が、市政運営に欠かせない協働のパートナーであることを示し、市民の自治会等への加入及び活動への参加を促進するとともに、市民、自治会等、その他関連団体、事業者、住宅関連事業者、市及び市職員が、互いに連携し、協働して、安全で安心な住みよい地域社会の形成を目的とします。

(3) 用語の定義

本文において使用する用語は、次のように定義します。

「市民」…本市に居所を有する者としています。

「自治会」…市内の一定の区域に住所を有する住民の地縁に基づいて形成された団体であって自治会連合協議会に加入し、市長が認めるものとしています。

「自治会等」…自治会、町会、地区連合会及び自治会連合協議会としています。

「その他関連団体」…自治会と同じ区域で活動をする非営利団体としています。

「事業者」…市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人としています。

「住宅関連事業者」…市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理を業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）としています。

(4) 基本理念

- ・安全で安心な住みよい地域社会の形成にあたっては、自治会等を中心として、市民、その他関連団体、事業者、住宅関連事業者、市及び市職員が連携するものとします。
- ・その他、自治会を応援するにあたっては、次に掲げる事項を基本理念とします。
 - (1) 自治会等は、地域社会において、重要な役割を担っていることとします。
 - (2) 自治会等が、末永く運営され、活発な地域活動を行えるようにすることとします。
 - (3) 自治会等の自立性及び地域性を損なわないよう配慮することとします。
 - (4) 市民の多様な価値観及び自主性を尊重することとします。

(5) 市民の役割

- ・市民は、地域で安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていることを理解するとともに、地域社会の一員であることを認識し、自治会等への加入及びその活動に積極的に参加することにより、地域社会の発展に努めるものとします。

(6) 事業者の役割

- ・事業者は、その事務所又は事業所の所在する地域の自治会等の活動に積極的に参加し、協力することにより、自治会等の活動の推進に努めるものとします。
- ・事業者は、従業員がその居住する地域の自治会等に参加すること及び活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。
- ・事業者は、自治会等への加入及び活動の支援に関する市の施策に協力するよう努めるものとします。

(7) 住宅関連事業者の役割

- 住宅関連事業者は、自治会等への加入及び活動の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとします。
- 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、当該地域で活動する自治会等に対し、建築計画に関する情報を提供するよう努めるものとします。
- 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会等に関する情報を提供するよう努めるものとします。
- 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、当該住宅に入居しようとする者と自治会等が良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとします。

(8) その他関連団体の役割

- その他関連団体は、自治会活動に協力するよう努めるものとします。

(9) 市職員の役割

- 市職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に地域活動に参加するよう努めるものとします。

(10) 自治会等の役割

- 自治会等は、快適な地域社会を実現するため、地域コミュニティ活動、防犯活動、防災活動、地域福祉活動、環境整備活動などに努めるものとします。
- 自治会等は、市民の自治会への加入及び活動への参加を促進するよう努めるものとします。
- 自治会等は、その運営について、透明性の向上を図り、誰もが参加しやすい開かれた組織づくりに努めるものとします。
- 自治会等は、地域を担う人材の育成に努めるものとします。
- 自治会等は、その区域内において自治会等と目的を共有する団体との連携を深めるよう努めるものとします。
- 自治会等は、市の施策に協力するよう努めるものとします。

(11) 市の役割

- ・市は、自治会等と協働で地域社会の活性化及び安全で安心なまちづくりの推進に共に取り組むよう努めなければならないとします。
- ・市は、市民が自治会等に加入し、自治会等の活動に参加するために必要な支援を行うよう努めなければならないとします。
- ・市は、本条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならないとします。
- ・市は、市民、市に転入しようとする者及び事業者が自治会等の活性化の推進に関する理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な措置を講じるよう努めなければならないとします。
- ・市は、自治会等に参加する市民に対し、地域活動についての知識を深めるため、講習会、研修会などを開催し、次世代の育成に努めなければならないとします。

3 施行日

令和2年4月1日（予定）

4 担当課及び連絡先

市民部 地域振興課

〒272-0021 市川市八幡2-4-8

(Tel. 047-334-1128、Fax. 047-712-8753)